

令和4年10月14日
温暖化対策課

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る 環境影響評価調査計画書に対する区長意見について

1 概要

東京都環境影響評価条例第45条により準用する第19条第1項の規定による環境保全の見地から、東京都知事より「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について、区長意見の照会があった。

区長意見につき、江東区環境審議会からの答申を踏まえ、東京都知事へ提出した。

2 計画書の名称

環境影響評価調査計画書―都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業―

3 事業者

名称：東京地下鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 山村 明義

所在地：東京都台東区東上野三丁目19番6号

4 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

5 事業概要

本事業は、都市高速鉄道第8号線（有楽町線）として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約5.2kmの区間に都市高速鉄道を建設するものである。

項目	内容		
対象事業	都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業		
事業の種類	鉄道の建設		
区間	江東区豊洲三丁目から、江東区住吉二丁目まで		
延長	約5.2km（内、トンネル建設区間約4.8km、豊洲駅改良区間約0.2km）		
単・複線の別	複線		
軌間	1,067mm	車両	10両編成（20m/両）
軌条	60kg/m	工事予定期間	約10年

6 環境影響評価手続期日

公示日 令和4年 9月12日 (月)

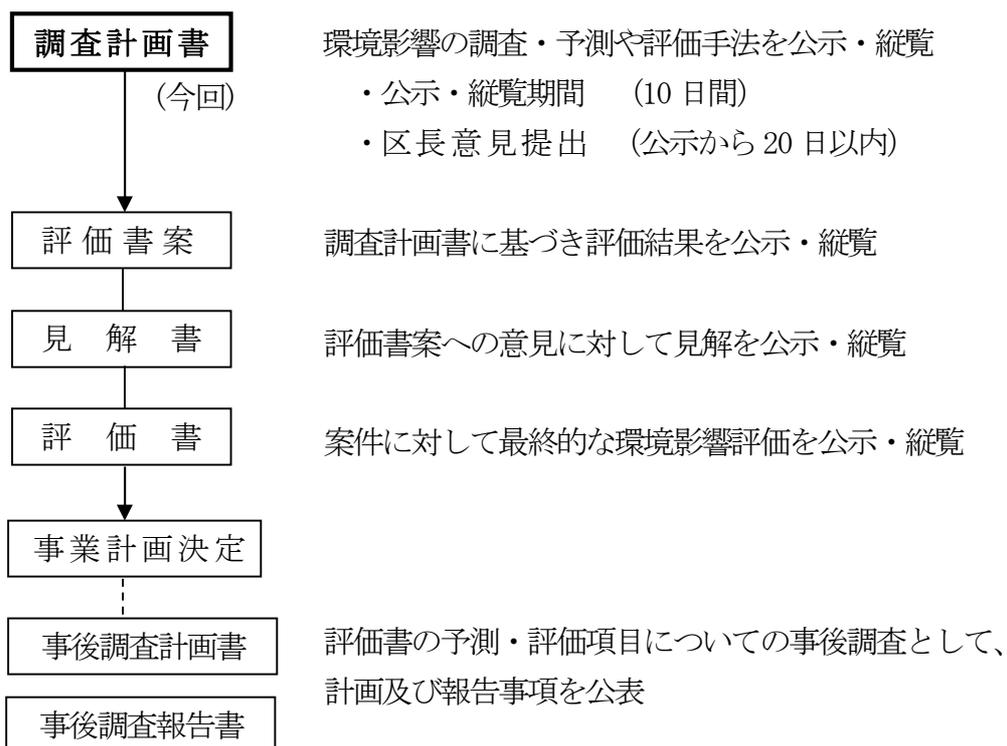
縦覧期間 令和4年 9月12日 (月) から9月21日 (水) まで

意見提出 令和4年10月 3日 (月) まで

7 区長意見提出にかかるスケジュール

令和4年8月29日	東京都知事から江東区長へ意見照会
9月 5日	江東区長から環境審議会へ諮問
9月 5日	環境審議会から専門委員会へ付託 (敬称略) 専門委員会委員長 奥 真美 (環境法学) 委員 芦谷 典子 (環境と経済) 長谷川 猛 (水質分野、廃棄物分野) 村上 公哉 (都市環境ほか)
9月11日	区報掲載
9月12日	公示及び縦覧開始 (区役所ほか)
9月20日	専門委員会から環境審議会へ回答
9月20日	環境審議会から江東区長へ答申
9月21日	縦覧終了
9月28日	江東区長から東京都知事へ意見提出

8 環境影響評価手続の流れ



計画路線の位置図

(出典：環境影響評価調査計画書—都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業—)

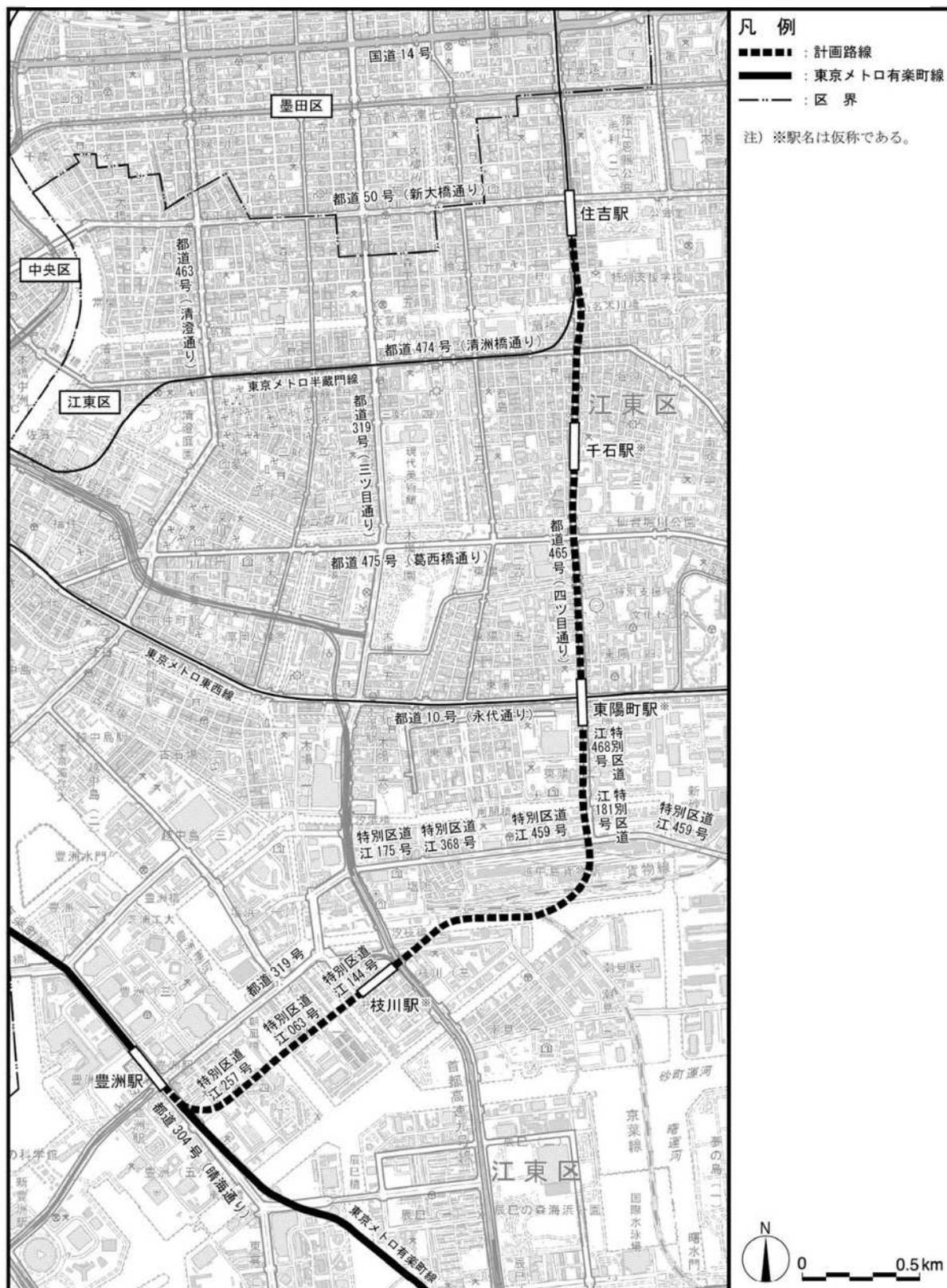


図 4.2.1-2 計画路線の位置図

環境に影響を及ぼすと予想される地域

(出典：環境影響評価調査計画書—都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業—)

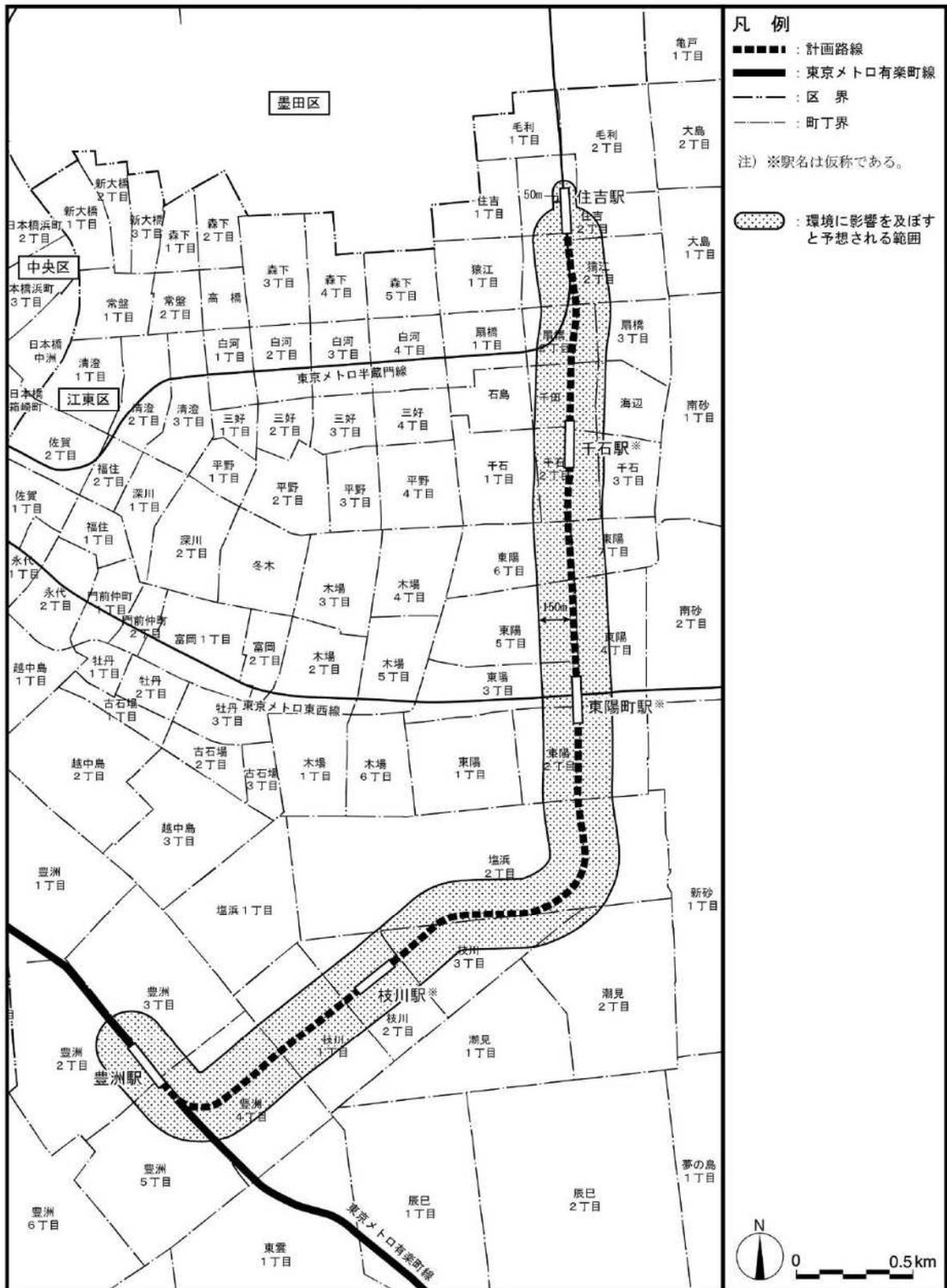


図 9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域

別紙

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る

環境影響評価調査計画書に対する意見書

環境影響評価 の項目	意見
全 般 事 項	<p>① (p6～p16) 開削トンネル付近には学校、公園などの公共施設があるため、工事中及び工事完了後の騒音・振動等の対策、また工事用車両の搬出入ルートを検討を含めた交通安全対策について十分に検討を行い、関係機関と密に協議を行うこと。</p> <p>② (p16) 工事用車両の走行ルートとなっている特別区道江257号線は、小中学校に面した道路で、地元から交通安全対策などについて様々な意見や要望があるため、通行に際しては特段の配慮をすること(p17)。また、特別区道江063号線においては、本区が回収した道路上の不法投棄物の置き場と面しており、平日の出入りの妨げにならないよう調整をすること(p17)。</p> <p>③ (p16) 計画路線周辺の学校の通学路を丹念に把握したうえで、必要に応じて警備員を配置するなど、登下校時等の交通安全対策を講じること。</p> <p>④ (p18) 「(3) 環境保全に係る配慮事項 ア工事の施工中」について、事業者の「東京地下鉄株式会社」が「東京メトロ副都心線建設工事」において実施した環境負荷低減対策を、本事業においても、より一層発展させた内容で実施すること。</p> <p>(1) 電動化建設機械の導入</p> <p>開削工事で使用する建設機械については、工事現場での排ガス、騒音・振動の影響の低減を図るため、排ガス対策型、低騒音・振動型の建設機械の選定に止めず、より効果的な電動化建設機械の選定を基本とする</p>

<p>全 般 事 項</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 建設泥土の建設発生土への改良による全量リサイクルの達成</p> <p>シールド工事で発生する建設泥土は、産業廃棄物であり処理が必要になるので、現場において、「石膏系中性固化剤」など適切な薬剤を加え、建設発生土に改良することにより、建設泥土の全量リサイクルの達成を図ること。</p> <p>(3) 陥没事故の防止のための安全対策の徹底</p> <p>近年、東京外環のシールド工事などにおいて、建物が存在する街区内での陥没事故の発生がみられる。本計画地域においても、計画地に近接して建物が存在する街区が存在するので、これらの地域においては、地質調査を密に実施し、粘性土の極めて少ない砂層など、流動化し易い地層の把握に努めるとともに、流動化し易い地層の存在する街区の工事に当たっては、夜間を含め連続して工事を実施し、チャンバー内に溜まった土の物性の変化を避けるなどの安全対策を講じ、陥没事故の防止に万全を期すること。</p> <p>⑤ (p20) 第 6 章地域の概況 6.1.1 人口における、計画路線周辺として計上されている地域では、深川地域の範囲の厚みに対し、城東地域（亀戸、大島、南砂、新砂、夢の島）では計画路線に近い薄皮一枚のような範囲である。範囲指定の根拠を明示すること。</p> <p>⑥ (p40) 計画路線周辺の都市公園における各種影響（騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡、文化財、廃棄物など）を、極力低減する工法の検討及び対策を行うこと。</p> <p>⑦ (p40) 江東区長期計画に則り、老朽化した都市公園を計</p>
----------------	---

<p>全 般 事 項</p>	<p>画的に改修しているため、都市公園内に換気施設等の工事関連工作物を設置する場合や、資材置き場などとして都市公園を使用する場合は、事前に、区に協議すること。</p> <p>⑧ (p55) 主な環境保全に関する計画等（江東区）において、最新の計画である、江東区都市計画マスタープラン 2022（令和 4 年 3 月）を示すこと。</p> <p>⑨ (p106) 本事業は 10 年間と長期に渡る大規模工事であり、区道等の交通渋滞及び交通安全の対策が必要である。東京 2020 大会の環境アセスメントにて区内で実施された社会経済項目（交通渋滞、交通安全等）に関する取組みと同様に、本事業においても交通渋滞及び交通安全を環境影響評価の項目に追加すること。</p> <p>⑩ (p110) 選定しなかった項目に、「景観」が挙げられている。「景観に影響を及ぼすことはないと考えられる」とのことであるが、例えば、換気施設を公園以外に設置する際には、近隣の景観に調和しているかなど、フォトモニタージュの提示などのより、景観に影響を及ぼすことはないとする根拠を具体的に示すこと。</p> <p>⑪ 当調査計画書に掲載されていない事項であるが、開削トンネル及びシールドトンネル施工時における周辺建築物等への影響調査並びに、土木構造物（護岸、橋梁、基礎杭等）への影響調査について、実施している場合は項目の追加を、実施していない場合は実施しなかった理由について記載をすること。</p> <p>⑫ 苦情相談窓口をあらかじめ設置するなどし、計画路線周辺住民の意見へ真摯に対応すること。</p>
<p>騒音・振動</p>	<p>① (p16) (仮称) 枝川駅付近の現況交通量 30,820 台/日の交通量観測地点は都道の幹線道路であるが、(仮称) 枝川駅が設置される特別区道（江 144 号）は生活道路であ</p>

騒音・振動	<p>り、現況交通量と大きな乖離があると思われる。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定しない（p107）としているが、特別区道（江 144 号）の現況交通量を把握するとともに、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定すること。（H26.3 東京都環境影響評価技術指針（付解説）第 2 章第 1-3-(2) (p12) より）</p> <p>②（p16）開削トンネル付近（豊洲駅付近、（仮称）東陽町駅付近）においては工事用車両の増加が見込まれ、かつ沿道に学校、公園などの公共施設があるため、必要に応じ、工事用車両台数の調査地点の対象として追加すること。（H26.3 東京都環境影響評価技術指針（付解説）第 3 章第 1 節第 3-2-(3)-(イ) (p54) より）</p> <p>③（p107）「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については、以下の理由により、環境影響評価の項目として選定しない。」としているが、工事用車両としては走行するので、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、アイドリングストップ等エコドライブの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努めること。（p111、p113、p117）</p> <p>④（p107）「換気施設による騒音・振動については、以下の理由により、環境影響評価の項目として選定しない。」としているが、換気施設の送風機の設置場所を選定する際には、対策を講じる前に、周辺環境を十分考慮すること。また、送風機の設置後には、低周波音を含む騒音測定調査を行うこと。なお、消音機の設置など対策を講じても、近隣住民から苦情があった際は、真摯に対応すること。（p111、p113、p117）</p>
-------	--

騒音・振動	<p>⑤ (p111、p113) 当調査計画書に掲載されていない事項であるが、次の調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路規制（車線変更）に伴い、渋滞が発生する際に、周辺住民から苦情が寄せられる場合があるので、道路規制（車線変更）時には騒音調査を行うこと。 ・開削工事に伴う道路覆工板を通る車両から周辺住民から苦情が寄せられる場合があるので、道路覆工板を使用する際には、騒音調査を行うこと。 ・有楽町層などの軟弱地盤における振動伝達調査を行うこと。
土 壤 汚 染	<p>① (p123) 工事の施工中に運搬車両からの汚染土壌飛散の予測とその対策について評価を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。</p>
地 盤	<p>① (p124～126) 調布市の道路陥没事故や北海道新幹線の延伸工事での地表陥没事故などを踏まえ、より丁寧に、十分な調査を行うこと。</p> <p>② (p124～126) 施工に際しては、地下水過剰揚水等による地盤の状況を確認するとともに、必要な対策を講じ、地盤の沈下等防止に留意すること。</p>
水 循 環	<p>① (p127) 計画においては地下水の涵養及び工事に伴い発生する排水の汚濁防止と処理方法を明示すると共に浄化処理に留意すること。また、過剰揚水による地盤の低下に留意すること。</p>
史跡・文化財	<p>① (p91、p108) 史跡・文化財の環境影響評価の実施にあたっては、区の関係機関と十分に協議、相談のうえ、適切に進めること。</p>
廃 棄 物	<p>① (p130) 工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従業者等の飲食等により発生する廃棄物についても、環境影響評価の対象とし、発生抑制や資源としての有効利用を</p>

廃棄物	<p>図るための措置を検討すること。</p> <p>②シールド工事で発生する建設泥土は、産業廃棄物であり処理が必要になるので、現場において、「石膏系中性固化剤」など適切な薬剤を加え、建設発生土に改良することにより、建設泥土の全量リサイクルの達成を図ること。</p>
-----	--